

船舶インシデント調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年7月17日 07時00分ごろ
発生場所	鹿児島県十島村宝島北東方沖 宝島荒木埼灯台から真方位035°10海里付近 （概位 北緯29°15.9′ 東経129°19.7′）
インシデントの概要	ヨットWAVE7は、機帆走中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年7月25日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット WAVE7、6.3トン
船舶番号、船舶所有者等	235-43972神奈川、株式会社リノベイト
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約3～4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、回航の目的で、鹿児島県奄美市名瀬港に向けて十島村前籠漁港（宝島）を出港し、十島村宝島北東方沖を、主機回転数毎分約2,600とし、約7ノットの対地速力で機帆走として航行中、主機の冷却水高温度警報が鳴った。</p> <p>船長は、主機冷却海水の排出状況を確認したところ、ほとんど排出されていないのを認め、冷却海水ポンプのゴムインペラが破損したと思い、主機を停止した。</p> <p>船長は、冷却海水ポンプの予備のゴムインペラを保有しておらず、同ポンプの修理を諦めて前籠漁港付近まで帆走した後、宝島での宿泊先に救助を依頼した。</p> <p>本船は、来援した宿泊先の所有船によりえい航され、前籠漁港に入港した。</p> <p>船長は、本船が入港後、冷却海水ポンプを開放してゴムインペラの破損を認め、機関製造会社から入手したゴムインペラと取り替えた。</p> <p>船長は、前籠漁港出港時、主機を始動する際、機関室内の目視、主機の潤滑油量等の点検を実施し、主機を始動した。</p> <p>船長は、主機を始動した後、冷却海水の排出状況を点検した際、冷却海水の排出量がふだんより少ないと感じた。</p>

	<p>機関製造会社は、運転時間2,000時間又は4年ごとに冷却海水ポンプのゴムインペラを取り替えることを推奨している。</p> <p>本船は、船長が、主機の整備を整備会社に任せており、冷却海水ポンプのゴムインペラを自身で取り替えたことがなく、また、整備会社もゴムインペラを取り替えた記録がなかった。</p>
分析	<p>本船は、宝島北東方沖を機帆走中、主機冷却海水ポンプのゴムインペラが経年使用により破損したことから、冷却海水が主機に供給されなくなり、主機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、宝島北東方沖を機帆走中、主機冷却海水ポンプのゴムインペラが経年使用により破損したため、冷却海水が主機に供給されなくなり、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冷却海水量の減少が認められた際は、冷却海水ポンプのゴムインペラの点検を行うこと。 ・ 冷却海水ポンプのゴムインペラは、機関製造会社が推奨する運転時間に従って取り替えること。 ・ 冷却海水ポンプのゴムインペラの予備品を所持することが望ましい。